

第 6 5 回 目 黒 区 体 育 祭

秋 季 サ ッ カ ー 大 会 競 技 要 項

【フットサルの部】

- 1 主 催 目黒区・NPO法人目黒体育協会
- 2 後 援 目黒区教育委員会
- 3 主 管 目黒区サッカー協会・フットサル部
- 4 日 時 ①令和8年10月11日（日）②10月18日（日）③11月1日（日）
①②午後4時から午後9時30分まで ③午後7時から午後9時30分まで
- 5 会 場 碑文谷体育館体育室
- 6 種 別 混合
(競技種目) フットサルの部
- 7 競技場の規定及び方法
 - (1) 1次ラウンドはリーグ戦とし、参加チーム数に応じたチーム数をグループに分ける。各グループの上位チームが決勝トーナメントに進出する。
 - (2) 決勝トーナメントにて、優勝チームを決定する。また、3位決定戦も行う。
 - (3) 試合時間は参加チーム数に応じ、代表者会議にて決定する。
 - (4) 決勝戦においてのみ、同点の場合は10分（5分ハーフ）の延長戦を行い、なお同点の時はPK方式により勝敗を決定する。
 - (5) 組み合わせ抽選は代表会議にて行う。
 - (6) 参加チーム数は6チーム以上とします。
 - (7) 参加チーム数によって、大会方式を変更になる場合がある。
- 8 競技規則
 - (1) (公財) 日本サッカー協会制定「フットサル競技規則」によるが、一部ローカルルールを採用する（ファウルの累積およびタイムアウトは採用しない）。
 - (2) 本大会期間中に警告の累積が2回に及んだ選手は、本大会の次の1試合に出場できない。
 - (3) 1次ラウンドにおける警告の累積が1回の場合、決勝トーナメントには累積を持ち越さない。
 - (4) 本大会にて退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できず、それ以降の処置については主催者が決定する。
- 9 参加資格
 - (1) 次のいずれかの資格を有している者で編成するチーム
 - ア 目黒区に在住している者
 - イ 目黒区に所在する学校に通学する者
 - ウ 目黒区に所在する職場に勤務する者
 - エ 目黒区サッカー協会・フットサル部の登録チームに所属している者
 - ※ 体育・スポーツの学生連盟に登録している大学生は参加できない。
 - (2) チーム編成については、16歳以上の選手により構成されていること。（但

し高等学校在学中の選手にはこの年齢制限を適用しない。)

(3) 参加チームは、傷害保険(スポーツ安全障害保険)に加入していること。

10 表彰 入賞は3位までとし、1位には賞状・トロフィー・副賞、2位・3位には賞状を授与する。

11 参加費 1チーム 5,000円

大会参加費は代表者会議当日(組み合わせ会)主管団体に支払う。

12 審判員・記録

(1) 審判員を1名登録すること。

(2) 主審、第2審判、試合記録係を参加チームで分担して行う。割当は主管団体が行う。

(3) 審判員は審判服シャツ(黒色)を必ず着用し、フットサル審判有資格者が望ましい。決勝ラウンドについては、主管団体が手配する。

(4) 割り当てられた審判は、担当する1試合前のキックオフ時刻まで本部に会場到着したことを報告する。

13 ユニフォーム等

(1) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、ユニフォーム(シャツ、ショーツ、ストッキング)を各試合に必ず携行すること。色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム、2セットを携行することが望ましい。副のユニフォームについては、前面、背面に番号の入っているビブスでも可とする。

(2) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものでなければならない。

(3) ゴールキーパーについては、パワープレー(フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーをすること。)および、PK方式の場合に、大会に登録されていない色彩のユニフォームを着用することができる。

(4) シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。

(5) 選手番号については1から99までの整数とし、0は認めない。必ず本大会選手登録票に記載された選手固有の番号を付けること。

(6) スパイクシューズは使用できない。屋内施設においては、靴底は接地面が飴色、白色もしくは無色透明のフットサル用シューズのみ使用可能とする。(靴底が着色されたものは使用できない。)

(7) 競技者はすね当てを着用しなければならない。

(8) ニット帽、ネックウォーマー、フードや金具のついたウェアの着用は認めない。

1 4 選 手 数

- (1) ベンチに入ることができる人数は、役員 4 名以内（役員登録されたものに限る）及び選手 1 4 名以内の 1 8 名以内とする。
- (2) キックオフ時に 3 名に満たない場合は棄権扱いとする。
- (3) 選手及び役員の追加登録及び登録内容変更は、出場を希望する試合の 2 日前までに大会事務局に申請し、許可を受けた選手及び役員は登録することが出来る。

1 5 勝 点 勝＝3 点、引分け＝1 点、負＝0 点

1 6 順 位 ①勝点、②当該対戦結果、③得失点差、④総得点、⑤抽選の順に決定する。

1 7 そ の 他

- (1) 今大会については、(公財) 日本サッカー協会へのフットサルチーム登録は必要ない。
- (2) 試合球の準備は、主管団体が行う。
- (3) 参加選手は、本人であることを証明する物を携帯し、主管者から求められたときは速やかに提示すること。
- (4) 無断で試合を棄権しないこと。また、棄権したチームは、指定された試合の審判・記録に相手チーム分を含め派遣するものとする。
- (5) この要項に定められた事項及びその他の注意事項を厳守すること。違反または不正行為があったチームは、1 年間出場停止とする。
- (6) グラウンド設営に関しては、本部役員の指示に従う。
- (7) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止になった場合には、その帰責事由のあるチームは 0 対 1 0 またはその時点のスコアがそれ以上であれば、そのスコアで敗戦したものとみなす。
- (8) 競技中の怪我などについては、各チームで応急処置を行い、それ以後の処置については各自傷害保険で対処すること。
- (9) 盗難等については主催者及び主管者は責任を負わないで、各自管理する。
- (1 0) 試合中、練習中を問わず場内外の器物を破損した場合は、当該チームにおいて弁償するものとする。併せて場内外で負傷が発生した場合は、当該チームが処置をし、目黒区サッカー協会は一切の責任も負わない。
- (1 1) チームは、社会人としての一般的なマナー・試合会場の使用ルールを遵守すること。

1 8 申込期間及び方法

(1) 申込期間

令和 8 年 8 月 1 8 日（火）から 9 月 7 日（月）まで

(2) 受付時間

目黒区立体育館 午前 9 時から午後 9 時まで（申込締切日は午後 5 時まで）

N P O 法人目黒体育協会 午前 9 時から午後 4 時 4 5 分まで（土日祝は除く）

(3) 申込先

所定の用紙に必要事項を記入して、下記へ申し込む。

中央体育館	目黒本町5-22-8	電話03-3714-9591
駒場体育館	駒場2-19-39	電話03-3485-7761
区民センター体育館	目黒2-4-36	電話03-3711-1139
碑文谷体育館	碑文谷6-12-43	電話03-3760-1941
八雲体育館	八雲1-1-1	電話03-5701-2984

NPO法人目黒体育協会 目黒本町5-22-8 中央体育館内
FAX: 03-5734-1032

目黒区サッカー協会・フットサル部の登録チームに所属している者及び証明者が証明済の場合のみ、NPO法人目黒体育協会でも受け付ける。

ア、申込書・・・様式1

イ、申込書を提出するときは、登録選手全員の参加資格を証明する物を提示する。

また、学校及び職場の資格で参加する者は、学校及び職場の責任者の証明により参加資格を証明する。

ウ、目黒区サッカー協会・フットサル部の登録チームの選手は証明する物の提示は必要としない。

エ、各チームで申込書の写しを保管しておくこと。

19 代表者会議

- (1) 日時・・・令和8年9月18日（金）午後7時30分（時間厳守）
- (2) 会場・・・目黒区立碑文谷体育館 会議室
- (3) 内容・・・組み合わせ抽選会・質疑応答・その他注意事項
- (4) 備考・・・代表者会議に欠席したチームは本大会に参加できない。

20 問い合わせ

NPO法人目黒体育協会事務局

電話03-5722-8088

受付時間 午前9時から午後4時45分まで（土・日・祝は除く）

21 個人情報の取扱いについて

- (1) 主催者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、主催者の個人情報保護方針に基づき個人情報を取り扱う。
体育祭参加者のサービスを目的として、対戦表作成、関連情報の通知、記録発表等に利用する。また、主催者もしくは主管団体から申し込みに関する確認連絡をすることがある。
- (2) 主催者である目黒区とNPO法人目黒体育協会は、体育祭を開催するために各々が取得し保有した個人情報（所属団体名、学校名、学年、氏名、住所、年齢、性別、記録、電話番号、肖像権等）を、相互に共同して利用する。
- (3) 体育祭の映像、写真、記事、個人情報（氏名・年齢・性別）を含む記録等において新聞、テレビ、雑誌、インターネット、パンフレット等への掲載権、使用权は主催者に属する。